

特定教育・保育施設等の利用定員について

1 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、施設設置者等からの申請（新規・変更）に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとされている。（法第27条第1項及び第29条第1項）

- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設（※1）、地域型保育事業所（※2）に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分（1号～3号）ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになる。

※1 教育・保育施設： 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 地域型保育事業所： 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

2 利用定員の設定に関する意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第3項）では、市町村が施設・事業所の確認をする際に、子ども・子育て会議において、教育・保育施設及び地域型保育事業所の「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員の設定に関する基本的考え方

- 利用定員の設定は、教育・保育施設及び地域型保育事業所を給付費の対象として確認をする際に、地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で設定する。

- 特定教育・保育施設等の受入れや給付単価は、認可定員でなく、利用定員に基づいて運用される。

- 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設等については、当該認可定員にかかわらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定める。（認可定員を下回る利用定員の設定が可能）

- 実際の利用者数が認可定員を上回っている施設等の場合は、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員の引き上げ等により、利用定員の範囲内での受入れが可能となるよう個別に調整等を行う。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育・・・を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者・・・を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者・・・の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所・・・以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員・・・を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。